

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社B（以下「会社」という。）と「水道メーター点検業務委託契約」を結び、会社C事務所（以下「事業場」という。）に所属して、水道メーターの検針業務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、検針業務を終え原動機付自転車で事業場に戻る途中、普通自動車と接触し（以下「本件事故」という。）、D病院に救急搬送され、翌〇日、E病院に受診し「両膝部打撲傷、両手部打撲傷、両肩打撲傷、腰椎捻挫、臀部打撲傷」等と診断された。

請求人は、当初、本件事故の相手方が加入する自動車保険を使って治療を行っていたが、相手側から治療費については平成〇年〇月〇日をもって治ゆのために補填を打ち切るとされたため、同年〇月〇日以降の損害について、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であるとは認められないとして、療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は労働基準法上の労働者に該当すると認められる旨主張している。労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは、労働基準法にいう労働者と同義であると解される。労働者性に係る判断基準については、厚生労働省において上記1の「判断の要件」を定めているところであり、当審査会としてもその考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えことから、この基準に照らして検討することとする。

(2) 請求人らは、検針業務に要するすべての時間がハンディターミナル又はパソコンにデータとして記録されていることから、事業場は請求人を始めすべての検針員の作業時間を把握することが可能であり、このことは検針員の作業時間が事実上、事業場により管理・拘束されていることの裏付けとなる旨主張している。

しかしながら、会社がハンディターミナルを使用していた目的は水道使用量の記録にあったものと認められ、請求人を含め検針員の勤務時間の管理を目的としたものとは認められない。また、検針データの入出力業務は、水道使用量の計算や検針員への報酬支払いを効率的かつ円滑に処理するために必要な業務

であると考えられ、仮にこれによって事業場が検針員の出退勤時間や作業時間を把握することがあったとしても、把握した出退勤時間等によって、事業場が請求人に対して何らかの業務遂行を指揮・命令したり、勤務時間の管理監督や拘束を行ったとする事実は本件審査資料中に認められない。

- (3) また、請求人らは、検針員の採用過程が労働者の募集・採用と同じであり、委託契約書の詳しい説明もなかったため、雇用労働者であると認識していた旨主張している。

確かに、会社は検針員の募集方法について、ハローワークには出していないものの求人等の情報誌に掲載している旨述べており、労働者の採用過程と似ている可能性があったと推測されるところ、契約を交わす前に配付された委託契約書をみれば契約書の表示が「業務委託契約書」とあり、請求人自ら「受託者」の欄に署名しており、その勤務状況も上記(2)のとおり出退勤等が管理されていなかったこと等から、本件契約が雇用契約ではなく委託契約であることは判然としており、労働者として雇用されたという請求人らの主張は認め難い。

- (4) そして、報酬については、誤針等に対してペナルティ的な減額はあるものの、検針件数の実績に応じて支払われる出来高払いとなっており、労務対償性は希薄であると考えられる。

また、制服の着用・社員証の携帯については、検針業務が関係地域住民等の居住空間近くに立ち入ることを伴うことから、地域住民の安心感を確保し検針業務を円滑に行うために必要な措置であることは十分理解できるところであり、当該措置を検針員の労働者性に関する会社側の認識と関連付けて議論する請求人らの主張を採用することは困難である。

- (5) その他、事業者性の有無や専属性の程度等について検討するも、当審査会としては審査官の判断は妥当であり、請求人が労働者であることを補強する要素は見当たらず、上記(2)、(3)及び(4)と併せて勘案するに、請求人が労災保険法上の労働者であると判断することはできない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。